

令和7年度 伊丹市立松崎中学校いじめ防止等のための基本方針

伊丹市立松崎中学校

1 いじめ防止等のための基本方針策定の経緯

(1) 本校の教育方針等

本校は、校訓「盡己」を具現化し、「未来を創造し、たくましく生きる生徒の育成」を目標に、「目標に向かい、主体的に行動する」「自他を大切にする」「物事に集中し、粘り強く取り組む」生徒を育てることをめざしている。

(2) いじめ防止等のための基本方針策定の理由

本校の教育方針等の実現のため、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

(3) 法的根拠

伊丹市立松崎中学校基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第3条の基本理念を踏まえるとともに、第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日改定）を参酌して策定する。

2 基本的な方向

(1) 本校教育への生徒指導の位置づけ

①生徒指導の経緯

これまで、生徒指導は、万引き、けんかなどの反社会的な問題行動に対する指導、不登校、無気力などの非社会的な問題行動に対処する指導、学校の決まりを守る指導、基本的な行動様式の指導等、問題行動を矯正したり、治療したりすることが中心であった。これでは、全てが対症療法に陥り、問題が多ければ、それに追われ、少ない場合は、前例踏襲の指導態勢を生み出してきた。

②生徒指導の考え方

生徒指導は機能であって、指導内容や指導領域によって規定されたり、限定されるものではない。言い換えると、問題行動や不登校のみに限定されるものではない。学校の全ての教育活動において、生徒が自己存在感を持つことができ、好ましい人間関係の中で、自分で判断し決定することができる能力、つまり自己指導能力の育成を目指すものである。

従って、授業はもちろん、行事、部活動等において、「自己存在感」を与え、自分の行動の仕方を「自己決定」することのできる選択の場を与える。そして、「共感的人間関係」を基盤にして進めることによって、生徒の自己指導能力の育成を目指すことが生徒指導である。

③生徒指導の教育課程上の位置づけ

生徒指導は、教科、道徳の時間、特別活動、総合的な学習の時間の全ての領域や生徒が学校で過ごす全ての教育活動において機能しなければならない。従って、それぞれの領域、教育活動において、生徒が「共感的人間関係」のなかで、「自己存在感」を得て、「自己決定」ができるよう、意図的、計画的に指導計画を立てる。

一日の大半を過ごす授業において、生徒指導が機能する授業を全教師が実践できるよう、生徒指導と一体化した授業研究を行う。

(2) 生徒指導の体制

生徒指導の体制とは、生徒指導を行うための教師の「かまえ」である。校長のリーダーシップのもと、生徒指導担当教員が中心となり、各教師が共通理解のもと組織的に動くことができる体制を整える。

いじめの問題に対する体制としては、各学級担任がしっかりアンテナを立て、生徒の生活の様子を敏感に感じ取る。そして、いじめの兆候を掴んだときは、即座に担任及び学年生徒指導担当を中心として、学年主任の指示のもと、すぐに動ける体制を堅持しておく。

(3) 学校、家庭、地域の連携

学校だより、学年通信、学級通信、ホームページをとおして、校訓「盡己」の具現化を目指した学校教育目標を伝え、家庭や地域と連携した教育活動を進める。また、組織的な活動をとおして、地域の大人同士が顔見知りになり、横のつながりをつくり、地域における連携、協力関係を築く。

PTAは、学校の様々な教育活動の参観者ではなく、教師と協同で教育活動を進める協力組織として活動する。

(4) 生徒会による主体的な活動

生徒の自己存在感の育成のために、生徒会活動は生徒にとって最も身近な活動の一つである。自分たちの学校生活について、受け身の姿勢ではなく、積極的に自分たちでよりよいものにするために、どうすればよいかを、集団の中で考え（共感的人間関係）、生徒会として何をすべきか決定し（自己決定）、実行することにより達成感（自己存在感）を得ることができるよう、教師が適切な支援、指導を行う。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常的教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

【別紙1：校内指導体制及び関係機関】

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

【別紙2：チェックリスト】

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針、いじめの防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

【別紙3：年間指導計画】

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

【別紙4：組織的対応】

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合又は重大事態が疑われる場合は、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の助言等を踏まえて、学校が主体となって、いじめ対策委員会で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会の附属機関に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

本校は誰からも信頼される学校をめざし、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

いじめ防止等を実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ対策委員会を中心に検討し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から生徒会活動や学級活動等において生徒の意見を取り入れるなど、生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、PTA活動や地域活動等において保護者・地域からの意見を積極的に聴取していく。

さらに、世界中に蔓延した新型コロナウイルス感染症が原因によるいじめ（コロナ差別）が起こらないよう、日頃から生徒や保護者の状態を注視する必要がある。

1 基本目標

いじめの未然防止、早期発見、適切な対応のため、「伊丹市立松崎中学校いじめ防止等のための基本方針」に基づいて、組織的・計画的に取り組む。そして、いじめは、いつ、いかなる場所で、いかなる生徒にも起こる可能性があるものと認識を持って、授業や行事、部活動等の指導を行う。

2 指導体制・組織的対応について

いじめの問題に対する体制として、各学級担任がしっかりアンテナを立て、生徒の生活の様子を敏感に感じ取る。いじめの兆候を掴んだときは、即座に学年生徒指導担当を中心として、学年主任の指示のもと、迅速かつ適切に対応する。また、生徒指導委員会と連携して指導と教育相談を行う。

3 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合又は重大事態が疑われる場合は、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の助言等を踏まえて、学校が主体となって、いじめ対策委員会で調査し、事態の解決にあたる。

4 学校、家庭、地域の連携

学校だより、学年通信、学級通信、ホームページ、家庭訪問等をとおして、いじめ防止のための取り組みを伝え、各家庭や地域においても、いじめ防止を意識した家庭生活が送れるように呼びかける。

5 生徒会による主体的な活動

生徒がいじめの問題を自分たちの問題としてとらえ、いじめをなくす取り組みを自ら考え、行動できるように、生徒会本部が中心となり、教師が適切な支援や指導を行う。

6 具体的な取り組み

(1) いじめ対策委員会の開催

校長、教頭、生徒指導主事、教務、教育相談担当、生徒会担当、学年主任、学年生徒指導担当、学活担当、道徳担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをメンバーとして、年度の初めと終わり、いじめ調査の前後、重大事態の発生時等に開催し、情報交換や指導方針の確認を行う。

(2) いじめ調査の実施と調査結果の分析

1学期に2回、2学期に2回、3学期に1回、計5回のいじめ調査を行い、いじめの実態把握に努め、適切な指導と対応を行う。

(3) 教育相談週間の実施

いじめの未然防止のため学期に一度教育相談を行い、生徒一人ひとりやクラス全体の様子の把握に努め、その後の学級・学年経営や指導に生かす。

(4) 生徒会と連携した「いじめ防止強化週間」の取り組み

5月と11月に、一週間「いじめ防止強化週間」として生徒会本部と連携し、道徳、学活、総合の時間にいじめを題材とした学習を行い、いじめの撲滅を目指した学校全体的な取り組みとする。

(5) Q-Uの実施と活用

クラスの実態を把握するため、5月と11月にQ-Uを行い、指導に生かす。

校内指導体制及び関係機関

いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめ問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取組を進めていく必要がある。その中心となるのが「いじめ対策委員会」である。

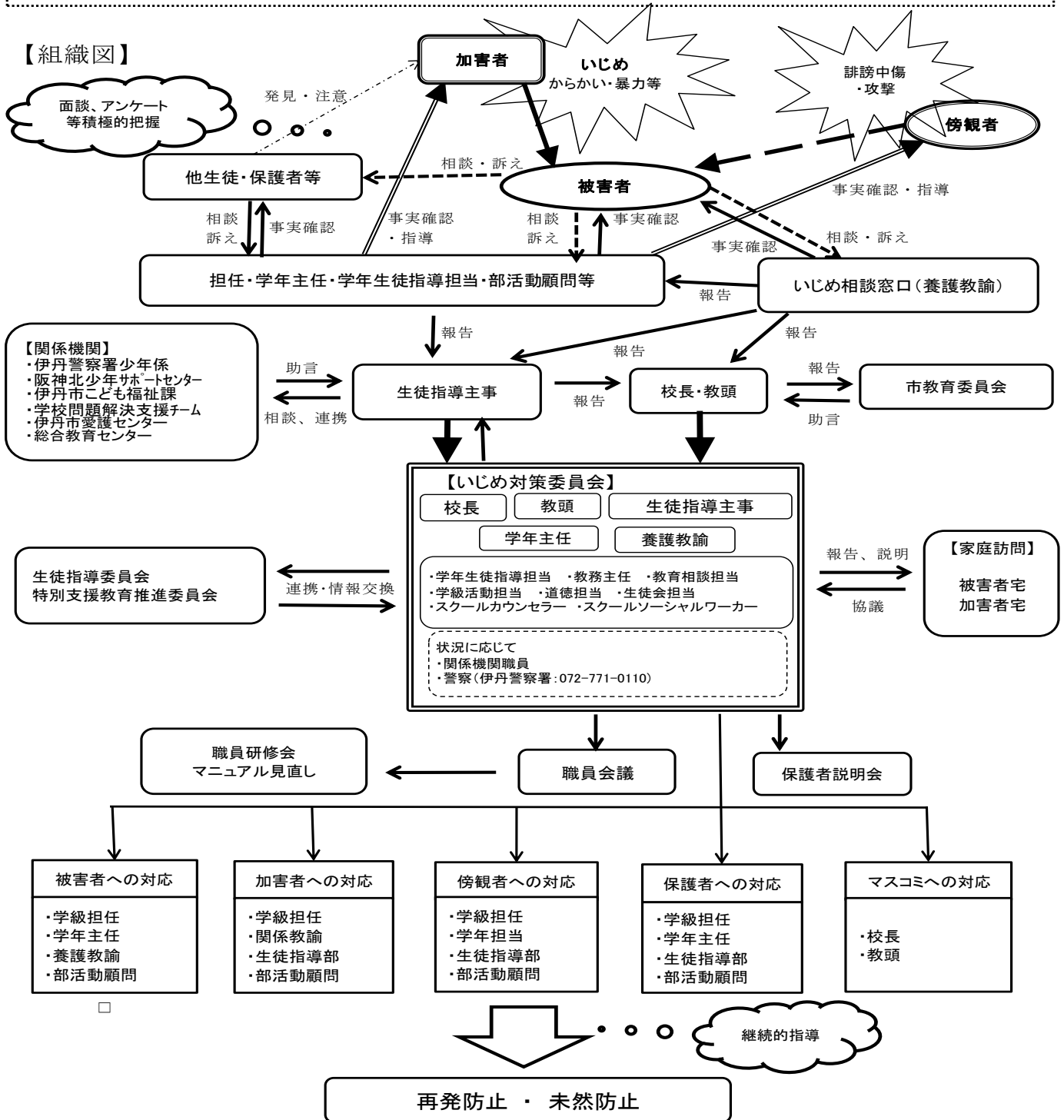
* 対応方法の詳細については、兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」(平成25年1月版)を参照

いじめ対策委員会について

校長、教頭及び生徒指導主事を中心に、学年主任、養護教諭、学年生徒指導担当、教務主任、教育相談担当、学級活動担当、道徳担当、生徒会担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで編成する。

(事案の状況に応じて、関係機関職員及び警察などを入れてメンバーは適宜編成する)

【組織図】



いじめ早期発見のチェックリスト

別紙2

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- ☐ グループ分けをすると特定の生徒が残る
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

いじめられている生徒

◎日常の行動・表情の様子

- ☐ 活気はなくおどおどし、話す時不安な表情をする
- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない
- ☐ 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ とくとき涙ぐんでいる
- ☐ 忘れ物が多くなったり、提出期限が守れなくなる
- ☐ 周囲が何となくざわついている
- ☐ 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする
- ☐ 発言を強要され、突然個人名が出される
- ☐ 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする
- ☐ にやにや、にたにたしている

◎ 授業中・休み時間

- ☐ 発言すると冷やかされたり、周囲がざわつく
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 教職員の近くにいたがる
- ☐ 決められた座席と違う場所に座っている
- ☐ ひどいアダ名で呼ばれる
- ☐ 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない
- ☐ 不まじめな態度、ふざけた質問をする

◎ 昼食時

- ☐ 好きな物を他の生徒にあげる
- ☐ 他の生徒の机から机を少し離している
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 食べ物にいたずらされる
- ☐ 笑顔がなく、黙って食べている

◎ 清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 一人で離れて掃除をしている
- ☐ 目の前にゴミを捨てられる
- ☐ 掃除をさぼることが多くなる

◎ その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ☐ 衣服が汚れたり髪が汚れたりしている
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ 顔や手足にすり傷やあざがある
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる

いじめている生徒

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ 悪者扱いされていると思い、乱暴になる
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ グループで行動し、他の生徒に裏で指示を出す
- ☐ 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- ☐ 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う
- ☐ 友だちとの会話の中に差別意識が見られる
- ☐ 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている
- ☐ 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている
- ☐ 教師が近づくと、急に仲のよいふりをする
- ☐ 教師が近づくと、集団が不自然に分散する。

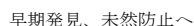
II 年間指導計画

本校のめざす学校像	①未来・社会に開かれた学びの場 ②生徒、保護者の思いをくみ取り、温かい人間関係を築く場 ③学校、家庭、地域協働による子育ての場	学校教育目標	未来を創造し、たくましく生きる生徒の育成
本校のめざす生徒像	①目標に向かい、主体的に行動する生徒 ②自他を大切にできる生徒 ③物事に集中し、粘り強く取り組む生徒	いじめ対策委員会	校長 教頭 生徒指導主事 各学年主任 養護教諭 教務主任 各学年生徒指導担当 教 育相談担当 学級活動担当 道徳担当 生徒会担当 スクールカウンセラー スクール ソーシャルワーカー ※状況に応じて関係機関職員等、警察も含めて編成
～地域・家庭とのつながりによるレジリエントな学校を目指して～			

《年間指導計画》

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組	未然防止、早期発見に向けて
4月	職員会議 ※1 いじめ対策委員会・指導方針の確認 ※2	いじめの取組を含め、道徳・特別活動、生徒会の年間計画立案		1 すべての教職員が、いじめ問題の重要性を認識する。 2 いじめ対策委員会を中心に、定期的に未然防止に向けた取組を行う。 3 各個人の様子を学年会議等で情報交換を行い、具体的な指導の留意点について職員会議や、職員研修会で取り上げて共通理解を図る。 4 各担任や部活動顧問が、いじめの問題を一人で抱え込むことなく、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で組織的に対応する。
5月	いじめ対策委員会・いじめ防止強化週間に係る取組内容検討			危機管理の心構え「さしすせそ」 さ: 最悪を想定する し: 慎重に対処する す: 素早く対処する せ: 誠意を持って対処する そ: 組織全体で対処する
6月	第1回いじめの実態把握のためのアンケート調査(市教委) ※3	いじめ防止強化週間 ※9	教育相談	
7月		情報教育講演会(生徒向け: 全校生)	三者懇談 ※4	※1 職員会議 いじめ防止基本方針を確認し、指導方針や指導計画を提示したり、振り返ることで、全教職員で共通理解を図る。 ※2 いじめ対策委員会 適宜いじめ対策委員会を開催することで、校内生徒状況の情報交換を行ったり、指導方針の共通理解を図る。 ※3 いじめの実態把握のためのアンケート調査(市教委) 6月および11月にいじめの実態把握のためのアンケートを実施し、いじめの早期発見に努める。 ※4 教育相談 年度当初、各考査後等の区切りごとに教育相談を実施し、生活状況把握するとともに、クラス内の生徒状況を把握し、いじめが起っていないかどうかを確認する。 ※5 カウンセリングマインド研修 ロールプレイ等、研修の実施の仕方を工夫するなど効果的な研修を実施する。 ※6 保護者向け啓発／研修 ホームページや保護者会等を活用して、学校のいじめ防止基本方針を周知するとともに、保護者からいじめを含む様々な情報を収集する。また、いじめ、ネットいじめ、情報モラル等についての研修会を実施する。 ※7 講演会 昨今のソーシャルネットワーキングサービス(SNS)を中心とした情報ネットワークにまつわるトラブル等について、生徒向けに講演会を実施し、生活面での注意を喚起する。 ※8 人権教育研修／情報モラル研修 人権の問題として、いじめ、ネットいじめ、情報モラル等についての研修会を実施する。 ※9 学級・学年づくり／人間関係づくり 1学期、2学期を通して、クラスや学年の人間関係づくりについて学活等で学習する。 ※10 家庭訪問 全学年で、担任や学年教師が、年間を通して適宜家庭訪問を行う。また、毎週木曜日に「ニコちゃんマーク」を全学年で実施し、いじめの早期発見に努める。 ※11 「ニコちゃんマーク」(心の様子をにこちゃんマークの表情で表す簡単なアンケート)を週1回実施し、いじめの早期発見に努める。 ※12 6月と11月に「いじめ防止強化週間」を設定し、道徳、学級活動、生徒会等における取組を集中して実施する。
8月		カウンセリングマインド研修		
9月	いじめ対策委員会・情報共有・2学期計画作成 職員	情報教育講演会(生徒向け: 全校生) (体育) ※10 (文化祭) ※11		
10月	いじめ対策委員会・いじめ防止強化週間に係る取組状況について 第2回いじめの実態把握のためのアンケート調査(市教委)	いじめ防止強化週間 ※12	教育相談	
11月		人権教育研修 ※8	三者懇談	
12月	いじめ対策委員会・情報共有・3学期計画作成 職員会議	薬物乱用防止講演会(生徒向け: 全校生)		
1月		カウンセリングマインド研修 ※5		
2月	保護者向け研修会 ※6	次年度に向けたクラスづくり	教育相談	
3月	いじめ対策委員会 ・本年度まとめ、課題検討 ・次年度の指導方針改善 ・次年度の指導計画修正			

取組にあたっては迅速な対応を心がけ、情報を得たその日のうちに方針を決定し対応することとする。ただし、重大事態や加害者、被害者の意識にずれのある場合やネット関係等については、把握した状況を十分に検討し、関係機関とも連携の上、慎重に対応する。



いじめ発見・相談

書き込みの確認、内容保存
→
プリントアウト、カメラ撮影

揭示板管理者へ削除依頼
(利用規約を確認し保護者の
パソコン等から行う)

削除されない場合

県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課
神戸地方法務局兵庫県人権啓発活動ネット

- 1 掲示板等ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されることではないこと
- 2 匿名で書き込んで、書き込みを行った個人が特定できること(重大犯罪につながり、悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されることもある)
- 3 インターネットを利用する際にも、マナーがあり、マナーを守ることに自分自身のリスクも回避されること
- ※スマートフォンについては、十分に注意させる。特に、LINE、Facebook等で書いた誹謗・中傷は、完全な削除が困難であることやGPSの位置情報によりストーカー被害にあったり犯罪に巻き込まれたりすること、セキュリティについても自分が被害に遭わないように十分に注意して使用するなど、指導の徹底を図る
- ※その他、教職員の情報モラルに係る指導力の向上や保護者への啓発と家庭・地域との連携を推進する

- ・直ちに、教育委員会に報告するとともに、教育委員会の支援を受けながら、校長のリーダーシップのもと、学校が主体的・組織的に対応して事案の解決にあたる
- ・事案の経緯や特性、いじめられた生徒や保護者の訴えなどを踏まえて、迅速にいじめの解消を図る
- ・被害生徒及びその保護者への対応、警察など関係機関との連携、保護者会の開催の有無などについては、慎重な判断のもと迅速に対応する
- ・緊急時のマスコミ対応については、管理職を窓口とし、「迅速性・同時性・均一性」を大切にすると、誠実な対応に努める
- ・スクールカウンセラーや所轄の警察など外部専門家の協力を得ながら実効的な解決を図る